

No.1 四日市市事務分掌条例の一部改正について

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

今回の条例の一部改正と制定については、平成30年度の組織機構の見直しとして、各所属が取り組む事業やその成果を、市内外に戦略的に発信して交流人口、定住人口の増加を図っていくシティプロモーション部と高校総体・三重とこわか国体の準備体制をより一層強化するためスポーツ・国体推進部を設置するものです。今回の議案に対するご意見を募集致します。

1 改正の背景

平成30年度の組織機構の見直しとして、各所属が取り組む事業やその成果を、市内外に戦略的に発信して交流人口、定住人口の増加を図っていくシティプロモーション部と高校総体・三重とこわか国体の準備体制をより一層強化するためスポーツ・国体推進部を設置する。

2 改正の内容

(1) 「シティプロモーション部」の設置

シティプロモーションと広報広聴、観光に関することを所管する新部を設置し、市民の郷土愛や市に対する誇りの醸成をより一層高めるとともに、本市の優位性や魅力を効果的に市内外に発信し、都市イメージの向上を図ることにより、戦略的に交流人口の増加、並びに定住人口の増加を図っていく。

(2) 「スポーツ・国体推進部」の設置

市長部局に新部を設置することにより、第3次四日市市スポーツ推進基本計画に定める本市の目標像「スポーツで元気になるまち 四日市」の実現を目指して、関連する部局と連携し、横断的・一体的な取組を行い、平成30年度に開催予定の全国高等学校総合体育大会（インターハイ）及び平成33年度に開催予定の「三重とこわか国体」に向けて進めている施設整備及び運営体制整備の一層の強化を図る。

なお、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）の市長部局への移管に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく条例を制定し、これらの事務を市長が管理及び執行するための根拠規定を整備する。

3 関係規定の整備

組織機構の見直しに伴い、附則で次の条例の関係規定を整備

- ・四日市市スポーツ推進審議会条例
- ・四日市ドーム条例
- ・四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例

4 施行期日

平成30年4月1日

議案第40号

四日市市事務分掌条例の一部改正について

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例

四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策推進部 (1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u></p> <p>総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略)</p> <p><u>シティプロモーション部</u> <u>(1) シティプロモーションに関する事項</u> <u>(2) 広報広聴に関する事項</u> <u>(3) 観光に関する事項</u></p> <p>商工農水部 (略) 環境部 (略) 都市整備部 (略)</p> <p><u>スポーツ・国体推進部</u> <u>(1) 体育施設及びスポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）</u> <u>(2) 第76回国民体育大会に関する事項</u> <u>(3) 第21回全国障害者スポーツ大会に関する事項</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策推進部 (1)及び(2) (略) <u>(3) 広報広聴に関する事項</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u></p> <p>総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略)</p> <p>商工農水部 (略) 環境部 (略) 都市整備部 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第41号

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に条例及び条例に基づく規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により四日市市教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に条例等の規定により四日市市教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、この条例に基づき市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、この条例の施行後は、この条例の施行後の当該条例等の相当規定に基づいて、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対してされた許可等の申請その他の行為とみなす。

（四日市市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 3 四日市市スポーツ推進審議会条例（昭和38年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（任務）</p> <p>第2条 審議会は、法に規定する事項及びその他スポーツに関する事項について<u>市長</u>の諮問に応じて調査審議し、又は意見を申し出ることができるものとする。</p>	<p>（任務）</p> <p>第2条 審議会は、法に規定する事項及びその他スポーツに関する事項について<u>教育委員会</u>の諮問に応じて調査審議し、又は意見を申し出ることができるものとする。</p>
<p>（任命）</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p>	<p>（任命）</p> <p>第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が<u>市長の意見を聞いて</u>任命する。</p>
<p>（1）及び（2） （略）</p>	<p>（1）及び（2） （略）</p>
<p>（庶務）</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>スポーツ・国体推進部</u></p>	<p>（庶務）</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>教育委員会</u>事</p>

<p>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p><u>務局</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
--	--

(四日市ドーム条例の一部改正)

4 四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して<u>市長</u>が必要と認めた業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。ただし、特定設備及び備品器具については、36,750円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、<u>市長</u>の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して<u>四日市市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。ただし、特定設備及び備品器具については、36,750円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、<u>委員会</u>の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>

(四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例(平成25年四日市市条例第85号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第4条 桜運動施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>が桜運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第4条 桜運動施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>四日市市教育委員会</u>(以下「委員会」という。)が桜運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p>
<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、桜運動施設の運営に関して<u>市長</u>が必要と認めた業務</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、桜運動施設の運営に関して<u>委員会</u>が必要と認めた業務</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桜運動施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>において適当でないと認めるとき。</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桜運動施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>委員会</u>において適当でないと認めるとき。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 桜運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に<u>市長</u>が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 桜運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に<u>委員会</u>が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>委員会</u>の承認を得て定める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を</p>

用料金の額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、桜運動施設の建物、設備器具又は備付物品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、速やかに施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

利用料金の額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他委員会において特に必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、桜運動施設の建物、設備器具又は備付物品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところに従い、速やかに施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

